

○昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>一〜四（略）</p> <p>五 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局（超短波多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。）</p> <p>1 無線設備の全部が現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の無線設備の全部又は一部であること。</p> <p>2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。</p> <p>六（略）</p> | <p>一〜四（同上）</p> <p>五 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局（超短波多重放送又はテレビジョン多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。）</p> <p>1 無線設備の全部が現に免許を受けている超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の無線設備の全部又は一部であること。</p> <p>2 現に免許を受けている超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類（免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。）を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。</p> <p>六（同上）</p> |